区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「東京圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称:国家戦略民間都市再生事業

内容:民間都市再生事業計画の認定に係る都市再生特別措置法の特例

(国家戦略特別区域法第25条に規定する国家戦略民間都市再生事業)

三井不動産株式会社が、日比谷地区において、日比谷公園等と連携した帰宅 困難者支援機能の整備を始めとする災害対応、周辺の劇場等と連携した文化芸 術発信、ベンチャー企業育成のためのビジネス連携等の機能強化のための拠点 を整備する。【平成27年2月に着工予定】

(2) 名称:国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容:都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、都有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙1~3のとおり決定又は変更する。【平成27年10月に着工予定】
 - 東京都市計画都市再生特別地区(竹芝地区) 別紙1
 - 東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙 2
 - ・東京都市計画道路港歩行者専用道第8号線 別紙3
- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した 産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支 援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙4のとおり変更する。 【平成28年1月に着工予定】
 - ・東京都市計画都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区) 別紙4
- (3) 名称:国家戦略道路占用事業

内容:エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及

び都市観光の推進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ ~ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添1のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の 実施などの措置を併せて講ずる)

(4) 名称:保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容:保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくは オーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては 未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対 象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供でき るようにする。

- ① 慶應義塾大学病院(東京都新宿区)
 - (例) クローン病や膠原病等の治療薬など
- ② 独立行政法人国立がん研究センター (東京都中央区)
 - (例) 東京・神奈川等において研究開発が進む、IVR (画像下治療;画像 診断に用いる放射線技術を応用して行う治療法の総称)等の低侵襲が ん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など
- ③ 東京大学医学部附属病院(東京都文京区)
 - (例) 東京・神奈川等において研究開発が進む生体電位駆動型ロボットを 活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など
- ④ 公益財団法人がん研究会(東京都江東区) (例) 大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など
- ⑤ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院(東京都文京区) (例) 呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など
- ⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学(東京都文京区)
 - (例) 全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関 節リウマチに対するリツキシマブ療法など

(5) 名称:国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容:病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

- ① 公益財団法人がん研究会(東京都江東区)が、がん研有明病院(東京都江東区)において、世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立線がんに加え、多様な臓器がん(大腸、食道がん等)へ応用し、治療を行う等のため新たに病床10床を整備する。【平成28年中に実施】
- ② 医療法人社団滉志会 瀬田クリニックグループ(東京都千代田区)が、がんに対する次世代型の免疫細胞治療を中心とした診療、臨床研究開発等を推進するため、神奈川県内に新たな拠点(新規病床 19 床)を整備する。【平成28 年中に実施】
- ③ 医療法人社団葵会(東京都千代田区)が、川崎南部病院(川崎市川崎区)において、循環器領域における再生医療、低侵襲治療機器を駆使した最先端 医療、バイオセラピー(がん免疫療法)、国際医療交流(医療ツーリズム) 等を実施するため、ハイブリッドオペ室(新規病床 20 床)を整備する。【本 年度から実施】
- ④ 公立大学法人横浜市立大学(神奈川県横浜市)が、画期的な神経疾患等の診断薬やインフルエンザ等ウイルス感染症の治療薬の開発を行い、高度な医療を提供するため、同大学附属病院(横浜市金沢区)に専用病床(新規病床20床)を確保する。【平成28年中に実施】
- ⑤ 慶應義塾大学病院(東京都新宿区)が、クローン病や膠原病等の革新的な 医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するた め、新たに病床 18 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】
- ⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院(東京都文京区)が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。【平成 28 年度中に実施】
- 3 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(平成25年10月18日日本経済再 生本部決定)」に掲げられた規制改革事項等の名称及び内容
 - (1) 名称:雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容:

雇用条件の明確化等を通じグローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者を事業実施者として早期に選定し、グローバル企業等を対象に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」(以下「センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【1月末に設置】

- i) 設置主体:国(競争入札により事業実施者を選定)
- ii) 設置場所:都心3区(千代田区、中央区、港区)のうち、東京駅周辺、日比谷周辺、 品川駅周辺、竹芝周辺、虎ノ門周辺、六本木周辺のいずれか1箇所
- iii) 実施体制:施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」 及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要な ものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、雇用労働相 談センター運営推進会議(仮称)を開催し、センターの運営を円滑に 実施するために必要な連絡調整を行う。
 - 事務責任者(1名)は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。
 - ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な 労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選 任する。
 - ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると 認められる相談員の中から選任する。
- iv) 事業内容: センターが実施する主な事業は、以下のとおり。 なお、企業等の要望に応じ、通訳による多言語対応等を実施する。
 - 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
 - ・弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応
 - ・弁護士及び社会保険労務士による個別訪問指導
 - ・セミナーの開催 等
- v) その他:センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日(国民の祝日及び年末・年始(12月29日~1月3日)を除く)の午前9時から午後6時までとする。

東京都が取り組む雇用就業施策やベンチャー支援策、「ビジネスコンシェルジュ東京」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

4 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項:外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置 内容:

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請(以下、「法人設立等申請」という。)のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」(以下「センター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【4月1日に設置】

- i) 設置主体:国(内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省)及び東京都
- ii) 設置場所:独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という。)本部7階 (アーク森ビル:東京都港区赤坂1-12-32)
- iii) 実施体制:施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。
 - ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」 及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要な ものとして機能するよう、運営委員会(仮称)を開催し、センターの 運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行 う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・事務責任者(1名)は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
 - ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認められる職員又は専門家を各省庁(日本年金機構など各省庁所管法人含む)及び東京都が配置する。
- iv) 事業内容: センターが実施する主な事業は、以下のとおり。 なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実 施する。
 - ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
 - ・センターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
 - ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送
 - ・セミナーの開催によるセンターの取組の広報 等
- v) その他:センターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、 月・火・水・木・金曜日(国民の祝日及び年末・年始(12月29日~1 月3日)を除く)の午前9時30分から午後5時30分までとする。(但し、企業の需要等を踏まえたサービス提供体制を構築する観点から、半年後に、必要に応じ、運営委員会において、この規定を見直すこととす

る。)

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、 国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企 業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンタ ー(IBSC)」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。